

三重県生活環境の保全に関する条例の概要

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>三重県生活環境の保全に関する条例をここに公布します。</p> <p>三重県生活環境の保全に関する条例 三重県公害防止条例（昭和四十六年三重県条例第四十六号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減</p> <p>第一節 自主的な環境保全活動の推進（第五条—第七条）</p> <p>第二節 削除</p> <p>第三節 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第十一条—第十五条）</p> <p>第四節 焼却行為等の制限（第十六条—第二十条）</p> <p>第五節 日常生活等における水質汚濁の防止（第二十一条）</p> <p>第三章 工場等における公害の防止</p> <p>第一節 ばい煙等の排出の規制（第二十二条—第四十一条）</p> <p>第二節 大気汚染物質の総排出量規制（第四十二条—第四十六条）</p> <p>第三節 建設作業等に関する規制（第四十七条—第五十五条）</p> <p>第四節 地下水採取の規制（第五十六条—第七十二条）</p> <p>第五節 土壌及び地下水汚染に関する規制（第七十二条の二—第七十二条の十）</p> <p>第四章 環境美化等</p> <p>第一節 環境美化の促進（第七十三条—第七十六条）</p> <p>第二節 放置されている自動車の撤去の推進（第七十七条—第八十六条）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 生活環境保全調整会議（第九十七条—第一百条）</p> <p>第七章 雑則（第一百一条—第一百五条）</p> <p>第八章 罰則（第一百六条—第一百十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>三重県生活環境の保全に関する条例施行規則をここに公布します。</p> <p>三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 三重県公害防止条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第二十九号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第七条）</p> <p>第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減</p> <p>第一節 削除</p> <p>第二節 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第十三条—第十五条）</p> <p>第三節 焼却行為等の制限（第十六条—第二十一条）</p> <p>第三章 工場等における公害の防止</p> <p>第一節 ばい煙等の排出の規制（第二十二条—第三十九条）</p> <p>第二節 大気汚染物質の総排出量規制（第四十条—第四十八条）</p> <p>第三節 建設作業等に関する規制（第四十九条—第六十二条）</p> <p>第四節 地下水採取の規制（第六十三条—第八十三条）</p> <p>第五節 土壌及び地下水汚染に関する規制（第八十三条の二—第八十三条の十六）</p> <p>第四章 放置されている自動車の撤去の推進（第八十四条—第九十三条）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 生活環境保全調整会議（第九九条・第一百条）</p> <p>第七章 雑則（第一百一条—第一百四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p><b>（目的）</b></p> <p>第一条 この条例は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置その他の環境の保全について必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 生活環境の保全 健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに、環境水準の向上を図ることをいう。</p> <p>二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。</p> <p>三 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>六 ばい煙 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項第一号及び第二号に規定する物質その他規則で定める物質をいう。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p><b>（趣旨）</b></p> <p>第一条 この規則は、三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>（用語）</b></p> <p>第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p><b>（有害物質）</b></p> <p>第三条 条例第二条第六号に規定する規則で定める物質は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 塩素</p> <p>二 塩化水素</p> <p>三 鉛及びその化合物</p> <p>四 アセトアルデヒド</p> <p>五 ホルムアルデヒド</p> <p>六 一酸化炭素</p> <p>七 五酸化バナジウム</p> <p>八 硫酸</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>十一 指定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質（以下「ばい煙等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって規則で定めるものをいう。</p> <p>第三章 工場等における公害の防止      第一節 ばい煙等の排出の規制</p> <p><b>（排出基準）</b>      第二十二條 排出基準（指定施設を設置する工場等から発生し、又は排出されるばい煙等（炭化水素系物質及び粉じんを除く。第三十一條において同じ。）の量、濃度又は程度の許容限度をいう。以下同じ。）は、規則で定める。      2 知事は、前項の排出基準を定めるに当たって</p>	<p>九 スチレン          十 フタル酸ビス（二－エチルヘキシル）          十一 エチレンオキシド          十二 窒素酸化物          十三 ダイオキシン類</p> <p><b>（指定施設）</b>      第七條 条例第二條第十一号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるばい煙等の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる別表第一から別表第六までの中欄に掲げる施設に該当し、かつ、これらの表の下欄に規模について定めがある施設にあっては、その規模がそれぞれ同欄に該当するもの（燃料としてプラスチック、プラスチックを含有する固形化した燃料又は廃棄物固形化燃料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四條第一項第七号ヌに規定する固形燃料をいう。）（いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二條第一項に規定する廃棄物でないものに限る。以下「プラスチック等燃料」という。）を使用しない施設であって、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三條第一項に規定する建設物、工作物その他の施設（騒音及び振動に係る施設にあっては、同法第二條第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二條第一項第十八号に規定する電気工作物及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二條第十三項に規定するガス工作物を除く。）とする。          一 ばい煙 別表第一          ～略～</p> <p><b>（排出基準）</b>      第二十二條 条例第二十二條第一項に規定する規則で定める排出基準は、次の各号に掲げるばい煙等の種類又は項目に応じ、それぞれ当該各号に掲げる別表第七から別表第十三までのとおりとする。          一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>は、あらかじめ三重県環境審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p><b>（指定施設の設置の届出）</b></p> <p>第二十三条 ばい煙等を発生させ、排出し、飛散させ、又は貯蔵する者は、工場等（污水に係る工場等にあつては排水口（污水を公共用水域に排出する場所をいう。以下同じ。）から污水を排出するもの、騒音又は振動に係る工場等にあつては指定施設が設置されていないものに限る。）に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ（騒音、振動又は悪臭物質に係る指定施設を設置しようとする者にあつては、その指定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに）、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場等の名称及び所在地</p> <p>三 指定施設の種類（騒音又は振動に係る指定施設にあつては指定施設の種類及び能力ごとの数）</p> <p>四 指定施設の構造（騒音又は振動に係る指定施設を除く。）及び使用の方法</p> <p>五 次に掲げる指定施設の種類ごとに、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ ばい煙に係る指定施設 ばい煙の処理の方法、量又は濃度及び排出の方法</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>六 その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p><b>（指定施設の経過措置）</b></p> <p>第二十四条 一の施設が指定施設となった際現に工場等（污水に係る工場等にあつては排水口から污水を排出するもの、騒音又は振動に係る工場等にあつてはその施設以外の指定施設が設置されて</p>	<p>号）第二条第一項第一号に規定する硫黄酸化物別表第七</p> <p>二 大気汚染防止法第二条第一項第二号に規定するばいじん 別表第八</p> <p>三 条例第二条第六号の有害物質 別表第九</p> <p>四 条例第二条第九号イの有害化学物質 別表第十</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><b>（指定施設の設置等の届出）</b></p> <p>第二十三条 条例第二十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十五条第一項若しくは第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる指定施設の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>一 ばい煙に係る指定施設 ばい煙に係る指定施設届出書（第一号様式）</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第二十四条 条例第二十三条第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる指定施設の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 ばい煙に係る指定施設</p> <p>イ 指定施設並びに指定施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の設置場所</p> <p>ロ ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>いないものに限る。)にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であってばい煙等を発生させ、排出し、飛散させ、又は貯蔵するものは、当該施設が指定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p><b>（指定施設の変更等の届出）</b></p> <p>第二十五条 第二十三条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号までに掲げる事項（騒音又は振動に係る指定施設にあつては、同項第三号から第五号までに掲げる事項）の変更をしようとするときは、あらかじめ（騒音、振動又は悪臭物質に係る指定施設にあつては、当該変更に係る工事の開始の日の三十日前までに）、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、騒音に係る指定施設にあつては同項第三号及び第四号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合若しくは同項第五号に掲げる事項の変更が当該指定施設を設置している工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合又は振動に係る指定施設にあつてはその変更が規則で定める軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>2 騒音又は振動に係る指定施設について第二十三条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該工場等に設置している指定施設以外の施設が指定施設となったときは、当該指定施設以外の施設が指定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、第二十三条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第二十三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p><b>（ばい煙又は汚水に係る指定施設の計画変更命令等）</b></p> <p>第二十六条 知事は、ばい煙又は汚水に係る指定施設に係る第二十三条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に</p>	<p>ハ 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合にあつては、当該測定箇所の場所 ～略～</p>

条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）	施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）
<p>係る指定施設に係るばい煙又は排水口における汚水の量、濃度又は程度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第二十三条第一項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命じることができる。</p> <p><b>（ばい煙又は汚水に係る指定施設の設置等の実施の制限）</b></p> <p>第二十八条 ばい煙又は汚水に係る指定施設に係る第二十三条第一項又は第二十五条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水の処理の方法の変更をしてはならない。</p> <p>2 知事は、ばい煙又は汚水に係る指定施設に係る第二十三条第一項又は第二十五条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。</p> <p><b>（氏名の変更等の届出）</b></p> <p>第二十九条 第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設（騒音又は振動に係る指定施設を設置する工場等にあつては、当該工場等に設置する騒音又は振動に係るすべての指定施設。次条第一項において同じ。）の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p><b>（承継）</b></p> <p>第三十条 第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者から当該届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該</p>	<p>第二十八条 条例第二十九条の規定による届出は、次の各号に掲げる変更又は廃止に応じ、それぞれ当該各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>一 条例第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更 氏名の変更等届出書（第六号様式）</p> <p>二 ばい煙、炭化水素系物質、粉じん又は汚水に係る指定施設の使用の廃止 指定施設使用廃止届出書（第七号様式）</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><b>（承継の届出）</b></p> <p>第二十九条 条例第三十条第三項の規定による届出は、承継届出書（第九号様式）により行うものとする。</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（当該届出に係る指定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p><b>（ばい煙等の排出の制限等）</b></p> <p>第三十一条 指定施設からばい煙等を発生させ、又は排出する者は、ばい煙等の量、濃度又は程度が、ばい煙にあつては当該指定施設の排出口（指定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）、汚水にあつては当該指定施設を設置する工場等の排水口、騒音、振動若しくは悪臭物質にあつては当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しないばい煙等を発生させ、又は排出してはならない。</p> <p>2 ばい煙に係る指定施設又はばい煙発生施設（大気汚染防止法第二条第二項に規定する施設をいう。以下同じ。）から有害物質（第二条第六号に規定する規則で定める物質をいう。以下同じ。）を発生させる者は、当該有害物質の濃度が当該指定施設又はばい煙発生施設を設置している工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない物質を排出してはならない。</p> <p>3 第一項の規定は、一の施設が指定施設となった際現に工場等（騒音又は振動に係る工場等にあつてはその施設以外の指定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設から発生し、又は排出されるばい煙等については、当該施設が指定施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。</p>	

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p><b>（ばい煙又は汚水に係る指定施設の改善命令等）</b></p> <p>第三十二条 知事は、ばい煙又は汚水に係る指定施設において発生するばい煙又は汚水を排出する者が、そのばい煙又は汚水の量、濃度又は程度が当該指定施設の排出口（汚水にあつては当該指定施設を設置している工場等の排水口）において排出基準に適合しないばい煙又は汚水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該指定施設に係るばい煙若しくは汚水の処理の方法の改善を命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命じることができる。</p> <p>2 前条第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p><b>（有害物質に係る改善勧告及び改善命令）</b></p> <p>第三十三条 知事は、ばい煙に係る指定施設又はばい煙発生施設から発生する有害物質の濃度が当該指定施設又はばい煙発生施設を設置している工場等の敷地境界線において排出基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該指定施設又はばい煙発生施設を設置している者に対し、期限を定めて当該有害物質の処理の方法の改善を勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに有害物質を排出している場合には、その者に対し、期限を定めて当該有害物質の処理の方法の改善を命じることができる。</p> <p>3 第三十一条第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p><b>（ばい煙又は汚水の量等の測定及び報告）</b></p> <p>第三十九条 指定施設からばい煙又は汚水を発生させ、又は排出する者は、規則で定めるところにより、当該指定施設に係るばい煙又は排水口における汚水の量、濃度又は程度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 規則で定める地域内において、工場等から規則で定める量以上の硫黄酸化物を排出する者は、当該工場等から排出する硫黄酸化物の量を算出す</p>	<p><b>（ばい煙等の量等の測定）</b></p> <p>第三十二条 条例第三十九条第一項の規定による測定は、別表第七から別表第十までの備考に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による測定の結果は、ばい煙にあつてはばい煙量等測定記録表（第十号様式）、汚水にあつては水質測定記録表（第十一号様式）に記録し、その記録を三年間保存するものとする。</p> <p>第三十三条 条例第三十九条第二項及び第三項に規定する規則で定める地域は、四日市市、三重郡朝日町及び三重郡川越町の区域とする。</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>るために必要な数値を規則で定める方法により測定し、その数値を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p> <p>3 規則で定める地域外において、規則で定める量以上の硫黄酸化物をばい煙発生施設から排出する者は、当該ばい煙発生施設から排出する硫黄酸化物の量を規則で定める方法により測定しなければならない。</p> <p><b>（事故時の措置）</b></p> <p>第四十条 指定施設からばい煙等を発生させ、又は排出する者（以下「ばい煙等排出者」と総称する。）は、当該指定施設又はばい煙等処理する施設その他の施設について、人の健康が損なわれ、若しくは生活環境の保全上の支障が生じる程度のばい煙等が発生し、又は発生するおそれがある故障、破損その他の事故が発生した場合には、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。</p> <p>2 ばい煙等排出者は、前項に規定する事故が発生した場合には、速やかにその事故の状況及び復旧のために講じた措置を知事及び関係市町長に報告しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項に規定する事故が発生した場合には、当該ばい煙等排出者に対し、必要な措置</p>	<p>第三十四条 条例第三十九条第二項及び第三項に規定する規則で定める量は、毎時十立方メートル（温度が零度であって圧力が一気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算したもの）とする。</p> <p>第三十五条 条例第三十九条第二項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる項目を煙道中で自動的に測定し、毎正時に自動的に記録できるものとする。ただし、第二号に掲げる項目を自動的に測定することが困難な場合においては、燃料の使用量及び燃料中の硫黄含有率を毎正時に自動的に記録できるものとすることができる。</p> <p>一 排出ガス中の硫黄酸化物濃度</p> <p>二 排出ガス量（標準状態に換算した乾き排出ガス量をいう。）</p> <p>三 排出ガス中の酸素濃度</p> <p>第三十六条 条例第三十九条第二項の規定による報告は、三重県環境生活部への電送により行うものとする。</p> <p>第三十七条 条例第三十九条第三項に規定する規則で定める方法は、煙道中の硫黄酸化物の量（標準状態に換算した量をいう。）を毎正時に自動的に記録できるものとする。</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>を講ずることを命じることができる。</p> <p><b>（総排出量規制地域）</b>  第四十二条 知事は、工場等が集合している地域で、大気の汚染を防止するため、地域の自然的社会的条件を考慮して、規則で定める規模以上の工場等（以下「総排出量規制対象工場等」という。）から排出されるばい煙に係る汚染の原因となる物質の総量を規制する必要がある地域を総排出量規制地域として規則で定めるものとする。  2 知事は、前項の総排出量規制地域を定めようとするときは、当該地域を管轄する市町長の意見を聴かなければならない。  3 知事は、総排出量規制地域を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会の意見を聴かなければならない。  4 前三項の規定は、総排出量規制地域の変更について準用する。</p> <p><b>（総排出量規制基準）</b>  第四十三条 総排出量規制基準は、総排出量規制地域内において、総排出量規制対象工場等から排出されるばい煙に係る汚染の原因となる物質のうち窒素酸化物その他の規則で定める物質の種類ごとにその総量について、規則で定める。  2 第二十二條第二項の規定は、総排出量規制基準を定める場合について準用する。</p> <p><b>（排出計画の届出）</b>  第四十四条 総排出量規制地域内において、総排出量規制対象工場等を設置し、又は設置しようとする者であつて規則で定めるものは、ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設に係る窒素酸化物の排出計画を、当該施設の使用を開始し、又は稼働率を計画的に上昇させる場合にあつてはその開始又は上昇の日の六十日前までに、当該施設の使用を廃止する場合にあつてはその廃止の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。  2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合は、規則で定めるところにより知事が認めることとしている数値を定め、規則で定めるところにより、当該届出者に通知するものとする。</p>	<p><b>第二節 大気汚染物質の総排出量規制</b></p> <p><b>（対象工場等）</b>  第四十条 条例第四十二条第一項に規定する規則で定める規模は、ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設に係る燃料の燃焼能力（燃料の総発熱量を、重油一キログラム当たり一万五千キロカロリーとして重油の重量に換算した一時間当たりの数値をいう。第四十八条において同じ。）の合計が七百五十キログラム以上とする。</p> <p><b>（総排出量規制地域）</b>  第四十一条 条例第四十二条第一項に規定する規則で定める総排出量規制地域は、四日市市、三重郡朝日町及び三重郡川越町の区域とする。</p> <p><b>（物質の種類）</b>  第四十二条 条例第四十三条第一項に規定する規則で定める物質の種類は、窒素酸化物とする。</p> <p><b>（総排出量規制基準）</b>  第四十三条 条例第四十三条第一項に規定する規則で定める総排出量規制基準は、別表第十七に掲げるとおりとする。</p> <p><b>（排出計画の届出をする者）</b>  第四十四条 条例第四十四条第一項に規定する規則で定める者は、ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設の使用を開始し、稼働率を計画的に上昇させ、又は使用を廃止しようとするものとする。</p> <p><b>（排出計画の届出）</b>  第四十五条 条例第四十四条第一項の規定による届出は、窒素酸化物排出計画届出書（第十三号様式）により行うものとする。ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設の燃料の種類の変更に係る届出についても同様とする。</p> <p><b>（知事が認める数値）</b>  第四十六条 条例第四十四条第二項に規定する規則で定めるところにより知事が認めることとして</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p><b>（総排出量規制対象工場等の改善命令）</b></p> <p>第四十五条 知事は、総排出量規制地域内において、総排出量規制対象工場等を設置する者が当該工場等に係る総排出量規制基準に適合しないばい煙を排出していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該工場等におけるばい煙の処理の方法の改善を命じることができる。</p> <p><b>（測定及び記録）</b></p> <p>第四十六条 総排出量規制地域内において、総排出量規制対象工場等を設置する者は、当該工場等から排出する窒素酸化物の量を算出するために必要な数値を規則で定める方法により測定し、その数値を規則で定めるところにより記録しておかなければならない。</p>	<p>いる数値は、別表第十七に掲げるところによる。</p> <p>第四十七条 条例第四十四条第二項の規定による通知は、Wの数値通知書（第十四号様式）により行うものとする。</p> <p><b>（測定及び記録）</b></p> <p>第四十八条 条例第四十六条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設のうち燃料の燃焼能力が二千キログラム以上のもの（別表第十七付表二第一号の項第二欄、第三号の項第二欄及び第四号の項第二欄に掲げるものを除く。） 次に掲げる項目を煙道中で自動的に測定し、並びにその項目及び当該項目から算出された窒素酸化物の量を毎正時に自動的に記録できるものとし、その記録を三年間保存するものとする。ただし、ロに掲げる項目を自動的に測定することが困難な場合においては、当該項目に代えて燃料の使用量とすることができる。</p> <p>イ 排出ガス中の窒素酸化物濃度</p> <p>ロ 排出ガス量（標準状態に換算した乾き排出ガス量をいう。）</p> <p>ハ 排出ガス中の酸素濃度</p> <p>二 ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設のうち燃料の燃焼能力が一千キログラム以上二千キログラム未満のもの（別表第十七付表二第一号の項第二欄、第三号の項第二欄及び第四号の項第二欄に掲げるものを除く。） 別表第十七の備考第二号に掲げる窒素酸化物の量の測定方法により、一月を超えない期間に一回以上測定を行い、その測定の結果は、ばい煙量等測定記録表（第十号様式）に記録し、その記録を三年間保存するものとする。ただし、同一の条件で稼働している同一型式の施設について当該測定等を行っている場合は、この</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p><b>（調査請求）</b></p> <p>第百二条 現に公害を受け、又は受けていると思う者は、規則で定めるところにより、知事に対し、ばい煙発生施設、粉じん発生施設（大気汚染防止法第二条第十項及び第十一項に規定する施設をいう。以下同じ。）、特定施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する施設をいう。以下同じ。）若しくは指定施設に係るばい煙等の処理の状況若しくは排出基準適合状況又はばい煙等による生活環境の汚染状況の調査を請求することができる。</p> <p>2 知事は、前項の請求があった場合には、速やかに必要な調査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。</p> <p><b>（公害防止担当者）</b></p> <p>第百三条 ばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設、指定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する施設を設置している工場等（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第二条に規定する特定工場を除く。）を設置している者は、公害の防止に関する業務を担当する者を置かなければならない。</p> <p><b>（報告及び検査）</b></p> <p>第百四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙等排出者、地下水の採取者、特定工場等所有者等、第七十二条の四第一項若しくは第七十二条の八に規定する届出がなされた土地の所有者等に対し、</p>	<p>限りでない。</p> <p>三 前二号以外のばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設 別表第十七の備考第二号に掲げる窒素酸化物の量の測定方法により、三月を超えない期間に一回以上測定を行い、その測定の結果は、ばい煙量等測定記録表（第十号様式）に記録し、その記録を三年間保存するものとする。ただし、同一の条件で稼動している同一型式の施設について当該測定等を行っている場合は、この限りでない。</p> <p><b>（調査の請求）</b></p> <p>第百十二条 条例第百二条第一項の規定による調査の請求は、公害状況調査請求書（第三十二号様式）により行うものとする。</p>

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>指定施設、揚水設備の状況、ばい煙等の処理の方法、有害化学物質若しくは特定有害物質の管理の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><b>（規則への委任）</b></p> <p>第百五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第八章 罰則</p> <p>第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五十六条第一項の規定による許可を受けずに揚水設備を設置した者</p> <p>二 第五十九条第一項の規定による許可を受けずに変更した者</p> <p>三 第六十六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>第百七条 第二十六条、第三十二条第一項、第三十三条第二項、第三十四条第二項又は第四十五条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十一条第一項の規定に違反した者（ばい煙又は汚水に係る者に限る。）</p> <p>二 第三十八条第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>三 第四十条第三項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出（第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。）をせず、又は虚偽の届出をした者（ばい煙又は汚水に係る届出をした者に限る。）</p> <p>二 第五十八条第三項、第五十九条第二項又は第六十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第六十二条第二項の規定に違反して使用した者</p> <p>第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出（第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項（騒音又は振動に係る届出にあつては同項第三号から第五号までに掲げる事項）の変更に係る届出に限る。）をせず、又は虚偽の届出をした者（ばい煙又は汚水に係る届出をした者を除く。）</p> <p>二 第四十九条第二項又は第五十五条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>三 第六十七条第一項又は第六十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>四 第八十条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十四条第一項、第四十八条第一項又は第六十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第二十八条第一項、第三十九条第二項若しくは第三項、第四十六条又は第七十二条の規定に違反した者</p> <p>三 第百四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は</p>	

<p>条例（平成十三年三月二十七日三重県条例第七号）</p>	<p>施行規則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十九号）</p>
<p>人の業務に関し、第百六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第百十三条 第二十九条、第三十条第三項、第六十三条（第七十条において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項（第七十条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、科料に処す</p>	